

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第21号

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項及び<u>別表第1</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料に関する事項を定めるものとする。 （条例<u>別表第1</u>の規則で定める職） 第2条 <u>条例別表第1</u>の1の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）第3条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。 2 <u>条例別表第1</u>の2の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第8号又は第9号に掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。 3 <u>条例別表第1</u>の3の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第1号から第7号までに掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。 4 <u>条例別表第1</u>の4の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第5条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。 5 <u>条例別表第1</u>の5の項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。 （1）・（2） 略 別表第1（第4条関係）	（趣旨） 第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項及び<u>別表</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料に関する事項を定めるものとする。 （条例<u>別表</u>の規則で定める職） 第2条 <u>条例別表</u>の1の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）第3条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。 2 <u>条例別表</u>の2の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第8号又は第9号に掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。 3 <u>条例別表</u>の3の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第1号から第7号までに掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。 4 <u>条例別表</u>の4の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第5条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。 5 <u>条例別表</u>の5の項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。 （1）・（2） 略 別表第1（第4条関係）

職種		基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給
1 第2 条第1 項の職	医師及び歯科 医師	条例別表第3医療 職給料表ア医療職 給料表(一)	略		
2 第2 条第2 項の職	栄養士、診療 放射線技師、 臨床検査技師、 衛生検査技師、 その他その職 責がこれらに 準ずると任命 権者が認める 職	条例別表第3医療 職給料表イ医療職 給料表(二)	略		
3 第2 条第3 項の職	1 薬剤師及 び獣医師	条例別表第3医療 職給料表イ医療職 給料表(二)	略		
	2 管理栄養 士その他そ の職責がこ れに準ずる と任命権者 が認める職				
4 第2 条第4 項の職	1 保健師及 び助産師	条例別表第3医療 職給料表ウ医療職 給料表(三)	略		
	2 看護師				
5 第2 条第5 項の職	1 高度の知 識、技能若 しくは経験 を活用して	条例別表第2行政 職給料表	略		

職種		基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給
1 第2 条第1 項の職	医師及び歯科 医師	職員の給与に関す る条例（昭和26年 香川県条例第5号。 以下「給与条例」 という。）別表第 4医療職給料表ア 医療職給料表(一)	略		
2 第2 条第2 項の職	栄養士、診療 放射線技師、 臨床検査技師、 衛生検査技師、 その他その職 責がこれらに 準ずると任命 権者が認める 職	給与条例別表第4 医療職給料表イ医 療職給料表(二)	略		
3 第2 条第3 項の職	1 薬剤師及 び獣医師	給与条例別表第4 医療職給料表イ医 療職給料表(二)	略		
	2 管理栄養 士その他そ の職責がこ れに準ずる と任命権者 が認める職				
4 第2 条第4 項の職	1 保健師及 び助産師	給与条例別表第4 医療職給料表ウ医 療職給料表(三)	略		
	2 看護師				
5 第2 条第5 項の職	1 高度の知 識、技能若 しくは経験 を活用して	給与条例別表第1 行政職給料表	略		

		行う職又は消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年香川県条例第8号）第4条に規定する消費生活相談員				行う職又は消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年香川県条例第8号）第4条に規定する消費生活相談員				
		2 第2条第5項各号に掲げる職（1に掲げる職を除く。）				2 第2条第5項各号に掲げる職（1に掲げる職を除く。）				
6 条例別表第1の6の項の職	1 一般事務、試験研究補助、社会福祉施設における入所者等の支援その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職	条例別表第2.行政職給料表	略		6 条例別表の6の項の職	1 一般事務、試験研究補助、社会福祉施設における入所者等の支援その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職	給与条例別表第1.行政職給料表	略		
	2 庁舎の管理、農場等の管理その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認					2 庁舎の管理、農場等の管理その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認				

	める職						
	3 事務補助 (軽微な事務に係るものを除く。)						3 事務補助 (軽微な事務に係るものを除く。)
	4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定による許可を受けて監視又は断続的労働に従事する職、事務補助（軽微な事務に係るものに限る。）、2に掲げる職の補助その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職						

備考 略

	める職						
	3 事務補助 (軽微な事務に係るものを除く。)						3 事務補助 (軽微な事務に係るものを除く。)
	4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定による許可を受けて監視又は断続的労働に従事する職、事務補助（軽微な事務に係るものに限る。）、2に掲げる職の補助その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職						

備考 略